

従業員の年齢による社会保険料等チェックリスト

従業員のお給料計算の際に控除する社会保険料・雇用保険料は、従業員の「年齢」により**徴収が始まり、終了します**。下表をご参考に、確認をお願いします。

従業員の年齢到達日	2022年対象者 生年月日	手 続
40歳になる誕生日の前日	1982年(昭和57年) 1/1~12/31生まれ	→ ☆介護保険料徴収を開始 → 介護保険の第2号被保険者となる
60歳になる誕生日の前日	1962年(昭和37年) 1/1~12/31生まれ	→ ☆雇用保険の高年齢雇用継続給付 → 受給する場合、受給手続きが必要
65歳になる誕生日の前日	1957年(昭和32年) 1/1~12/31生まれ	→ ☆健康保険・厚生年金保険 → 定年退職等で一旦退職、再雇用後給与低下の場合同日得喪手続
70歳になる誕生日の前日	1952年(昭和27年) 1/1~12/31生まれ	→ ☆介護保険料徴収の終了 → 介護保険の第1号被保険者となる(本人の年金から天引きとなる)
75歳の誕生日	1947年(昭和22年) 1/1~12/31生まれ	→ ☆雇用保険の高年齢雇用継続給付の終了 → ☆厚生年金保険料徴収の終了 → 厚生年金の被保険者資格を失う
		→ ☆健康保険料徴収の終了 → 健康保険の被保険者資格を失う (後期高齢者医療制度の被保険者となる)

なお、特に記載のない場合、各保険料は**誕生日の前日が年齢到達日**となります。そのため、誕生日が1日の場合、前月末に年齢到達となりますので注意が必要です。

【例1】4月1日生まれの場合 ⇒ 誕生日の前日は3月31日となるため「3月」が適用月 【例2】4月2日生まれの場合 ⇒ 誕生日の前日は4月1日となるため「4月」が適用月